

令和元年11月25日

小金井市子ども・子育て会議  
会長 倉持清美様

小金井市子どもの権利部会  
部会長 水津由紀

子どもの権利部会審議内容の報告について

本部会は、「のびゆくこどもプラン 小金井」の次期計画が子どもの権利に関する視点に立った内容となっているかを集中的に審議するため設置され、計画案につきまして鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を、別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

## 1 部会の役割

次期計画における事項の第1章の「子どもの権利の尊重の課題と方向性」及び第4章の基本的視点1の評価指標の妥当性、目標等のチェックなどを中心に検討する。

## 2 審議内容・結果

子ども・子育て支援施策の取組について、子どもの権利に特に関係の深い基本的視点1の「子どもの育ちを支えます」について、集中的に審議を行った。

3回に亘る部会の結論として、審議に当たってのポイントや変更点を下記の通り申し添えるとともに、別紙のとおり計画の改正案を提出する。

今後の子ども・子育て会議の審議の参考としていただきたい。

### (1) 施策の体系

- 子どもの権利に関する推進計画の包含が明記されたことに伴い、改めて「子どもの権利及び子どもの最善の利益とは何なのか」、再定義を行った。
- 最も重要と考えるべき権利は「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」とした。
- 基本的視点1について、基本目標や施策の方向性を「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」が重点的に守られるように変更した。

### (2) 成果指標及び評価指標

- 成果指標については、数値的な行政的評価指標がなじまないものも多いため、事業の成果目標を各施策の方向性ごとに設定するのではなく、目指すべき姿やどう推進していくのか、文章で方向性を説明することとした。
- 計画全体や基本目標に対して、計画最終年度時点で市民がどう実感できたかを計画の成果指標として設定し、第5章「計画の推進体制」へ成果指標を一覧で掲載することとした。
- 個別事業の成果は、回数の増減などで単純に評価することなどが困難なものも多くある。そのため、毎年評価する上での参考数値として必要な数値を提供することとした。これに伴い、「評価指標」の文言も「参考指標」へと変更した。

(3) 目標1 子どもの安心・安全を守ります

- 目標1については「子どもの最善の利益を支えます」を、子どもの権利に関する条例の推進計画の包含の整理から、「最善の利益の保障」は計画全体にかかるべき目標であるため、「子どもの安心・安全を守ります」と変更した。
- 当初3つの施策の方向性だったものを、目標に合わせ最も保障すべき「命の安全・安心」をキーワードに、①命と心を守る相談救済窓口の充実、②直接的暴力からの保護、③犯罪抑制、④子どもの権利の普及の4つの施策の方向性で、「子どもの命と心を守るための施策を推進していく計画」とし、事業の整理も行った。
- 施策の方向性についても、市民がわかりやすい表現を心掛けた。

ア 1-1 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します

「問題の早期発見と早期対応の重要性」や、「他機関との連携」、「相談することがリスクとならない安心して話せる相談体制が必要である」との意見が出され、施策の方向性の説明文や事業の内容に反映させた。

イ 1-2 いじめ・虐待等の防止と早期発見を図ります

当初「不登校の対応について」も記載があったが、不登校については普通教育機会確保法の制定という国の動向もあり、自発的な不登校に対する支援が関係するため、5-1（学べる環境）へ移行させることとし、「いじめ」や「虐待」、「体罰」等の未然の防止と早期発見という視点で事業の内容を整理した。

ウ 1-3 犯罪等から子どもを守る環境をつくります

「子ども自身の危機回避能力の育成」や、「地域全体での見守り活動などの犯罪抑制による命を守る事業」を整理した。

エ 1-4 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます

普及啓発はあくまで手段であり、周りの大人も子ども自身も子どもの権利を知ること、「子どもの権利がいかされる社会を目指す」という視点で、事業を整理した。

新規事業として、「子どもに関わる職員への啓発活動」を掲載した。

- (4) 目標 2 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます
- 目標 2 の最大の目的としては、「思春期以降の自己肯定感や能動的活動意欲の低下を防ぐための自他の尊重に関わる体験・経験」という部分へのアプローチと定義し、生涯にわたる能動的活動意欲を支える幼少期から学童期での経験をキーワードに整理を行った。
  - 施策の方向性については、2-1 を「意見表明」から「社会参加」へと変更し、事業の組み換えを行った。
  - 「学校教育やその他の計画で行われている子ども施策の部分についても、当該計画では評価の対象とはしないものの、記載があった方がわかりやすい」という意見があり、注釈などの形で表記することとした。
  - 事業の整理については、「各施策の方向性にまたがる事業も多い」との指摘があったが、「再掲」の形はとらず、より関わりの深い方向性の方に掲載することとした。

ア 2-1 子どもの意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します

子供の意見が反映される事業の視点で整理し、「計画策定時の子ども会議」や「公園に設置する遊具の投票」などの実施について、新規掲載した。但し、毎年行うものではないことから、全庁的な取組とした。

イ 2-2 子どもの体験活動を応援します

体験には「野外体験や宿泊事業などの動的活動」の他、「読書や文化芸術体験などの静的活動も含まれる」ことを確認し、事業の整理を行った。

ウ 2-3 子どもの居場所と交流の場を充実します

「居場所とは場所のみを表現しているのではなく、心が安らげる場所でもあり、必ずしも積極的に交流を求めに行くだけではない」という意見が出され、交流の意味合いには、「ゆるやかにつながり、安心して過ごせる場」という視点で整理を行うとともに、協働による新たな仕組みづくりについて明記した。

また、前計画に掲載していた「土曜日における受入れ事業」については、週休 2 日制が定着したため削除した。

(5) 目標 3 以降について

- 目標 3 以降については今回の部会の検討範囲ではなかったもの

の、施策の方向性の整理を基本的視点1に揃えて行った。

○ また、以下の点も整理した。

ア 目標4 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

目標4での「母子」や「ひとり親」など、類似語が乱立している点については、法令上の固有事業名等の場合は変更できないことから、整理できる部分のみ、表現を統一した。

イ 目標5 地域の子育て環境を整えます

5-1事業1「適応指導教室運営事業（もくせい教室）」について、上記目標1の整理に伴い、学校への復学を目指す事業内容から、個人に合わせた支援を行う心の居場所としての事業内容へ変更した。

不登校への対策については、5日以上欠席の場合に個人指導カルテを学校が作成し、指導室や教育相談所等と連携しながら子どもの意思を尊重した支援を行っていることを確認した。

5-2については、市の主催事業だけではなく、市民が行っている子ども施策についても促進していることがわかるよう、「子ども関連行事への後援・共催等」を参考指標に追加することとした。

(6) 子どもオンブズパーソンについて

子どもオンブズパーソンについては、子どもの権利の推進から重要な役割を果たすべきものと考えられる。しかしながら、子どもが実際にアクセスすることができ、かつ、その実効性を担保するために、設置にあたっては、関係例規の整備と併せ、子どもが安心して相談できる環境を必要とするので、十分な検討の上に進めるべきものとする。

また、既存機関等の活用も含め、「連携体制の検討も必要」との意見が出された。

3 課題と意見

○ 毎年の点検・評価の際には、単なる数値の増減だけではなく、次年度に向けての課題・展望などの視点で評価シートを整理してもらい、審議に当たる形としたい。

○ 子どもの権利の普及や救済には市長部局だけではなく、教育委員会との連携が必要である。

- 子どもの意見は表明だけではなく、それが尊重される参画の視点が  
必要であり、今後は積極的に意見表明しない子どもの参画と意思の尊  
重についても考慮する視点も大切にすべきである。
- 子どもの居場所については、子どもが自分を肯定できる居場所が必  
要であり、また、子育て家庭にとってその支援となる居場所も望まれ  
る。それぞれ個別の事業としてではなく、多様な居場所を必要な人が  
選べ、繋がれるという点も重要である。そのためには地域にどのよう  
な居場所があるのか情報が集約され、それが提供されるべきである。  
また、居場所のあり方、居場所づくりの推進方法について、集約され  
た情報を活用し、今後、子ども・子育て会議の部会を活用するなどの  
手法も含め、丁寧に検討していくべき課題と考えられる。

別添：第1章及び第4章の修正案

※（事務局メモ）別添は、資料10に内容が包含されるため添付省略